

「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」の建築関係建設コンサルタント業務に関する運用指針

「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」（以下「指名要綱」という。）については、当分の間、次のとおり運用する。

第1 適用範囲

本運用指針は、「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加資格審査要綱」の業務のうち、土木部が所管する建築関係建設コンサルタント業務（建築設計委託業務及び建築設備設計委託業務をいう。）に適用する。

第2 指名の基本的考え方

- 1 原則として県内に本店を有する業者を指名する。
- 2 指名に当たっては、業務に必要な有資格者数など、技術力を重視して指名を行う。なお、業務の内容によっては、地域性を考慮して指名を行う。

第3 指名の手順

1 建築課の業務

(1) 業者の選定

鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録結果表（以下「登録結果表」という。）の年間平均実績高より、建築関係建設コンサルタント業務を主たる業務とする者の中から、登録結果表の希望業務内容に応じて、次のとおり業者を選定する。

ア 建築設計委託業務は、「建築一般」または「意匠」が◎の者を基本とする。

イ 建築設備設計委託業務は、ア以外で「空調」、「給排水衛生」及び「電気」が◎の者を基本とする。

(2) 選定表の作成

(1)で選定した業者ごとに次のアの算定項目を基に、イにより総合点数を計算し、選定表を作成する。

ア 算定項目

(ア) 直前2年の各営業年度の年間平均実績高（登録結果表による。）

(イ) 技術者一人当たり完工高（登録結果表及び直近の調査結果による。）

(ウ) 自己資本額（登録結果表による。）

(エ) 有資格者数（直近の調査結果による。）

(オ) 業務成績（過去5年間の平均）

イ 総合点数

$$\text{総合点数} = 2 \times (A + A') + B + 4 \times (C1 + C2) + D$$

この式においてA、A'、B、C1、C2及びDは、それぞれ次の点数を表すものとする。

- | | |
|----|--|
| A | 別表1の年間平均実績高に応じた点数 |
| A' | 別表2の技術者一人当たり完工高に応じた点数 |
| B | 別表3の自己資本額数値（自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値をいう。）に応じた点数 |
| C1 | 別表5の有資格者数値（別表4の資格者等欄の人数に同表数値①欄の数値を乗じた数値をいう。）に応じた点数 |
| C2 | 別表5-1の40歳未満の有資格者数値（別表4の資格者等欄の人数に同表数値②欄の数値を乗じた数値をいう。）に応じた点数 |
| D | 別表6の業務成績に応じた点数 |

2 建築課、各地域振興局、各支庁（事務所を含む）（以下「振興局等」という。）の業務

(1) 指名候補者リストの作成

- ア 選定表を基に指名候補者リストを作成し、入札契約手続運営委員会において決定する。
- イ 振興局等は、選定表以外の業者についても、県内の公共事業（国、県、市町村及び公社・公団等の事業）の業務実績などを勘案し、入札契約手続運営委員会の議を経て追加できるものとする。

(2) 建築設計委託業務の指名グループ

ア グループ区分

指名候補者リストの業者について、原則、総合点数の上位より、A、B、C、Dの4つのグループとし、概ね4等分とする。

イ 指名グループ区分

原則として業務の難易度を考慮し、下表により指名グループを決定する。

業 務 の 難 易 度	指名グループ
特に高度な技術力を要する業務	A
高度な技術力を要する業務	A, B
普通の技術力を要する業務	B, C
普通の技術力を要する業務のうち、簡易な業務	B, C, D

注) 業務の難易度については、建築物の用途や規模、構造、意匠性、業務量等を勘案して決定する。

(3) 建築設備設計委託業務の指名グループ

ア グループ区分

指名候補者リストの業者について、原則、総合点数の上位より、A、B、Cの概ね3等分に区分する。

イ 指名グループ

原則として業務の難易度を考慮し、下表により指名グループを決定する。

業 務 の 難 易 度	指名グループ
特に高度な技術力を要する業務	A
高度な技術力を要する業務	B
普通の技術力を要する業務	C

注) 業務の難易度については、建築物の用途や規模、業務量等を勘案して決定する。

(4) 業者の指名

原則として、指名グループの中から、次の項目を勘案し、指名要綱第2条に規定する「指名する業者数」の業者を指名する。

なお、該当指名グループで「指名する業者数」に満たない場合は、その上位又は下位のグループから指名することができる。

- ア 登録業務又は希望業務
- イ 当該業務に係る有資格者数
- ウ 当該業務と同種または類似業務等の実績
- エ 地域性（地域精通度）
- オ 手持ち業務の状況
- カ 過去の業務成果または成績

第4 適用時期

- 平成28年 7月25日以降、指名通知を行う業務に適用する。
- 令和 3年 8月 2日以降、指名通知を行う業務に適用する。
- 令和 5年 7月 1日以降、指名通知を行う業務に適用する。
- 令和 7年 7月 1日以降、指名通知を行う業務に適用する。

第5 その他

選定表及び指名候補者リストについては、毎年、更新を行う。

別表 1

年間平均実績高	点 数
3 億円以上	3 0
2 億円以上 3 億円未満	2 5
1 億円以上 2 億円未満	2 0
5 千万円以上 1 億円未満	1 5
1 千万円以上 5 千万円未満	1 0
1 千万円未満	5

※年間平均実績高については、建築関係建設コンサルタント業務の業務高とする。

別表 2

技術者一人当たり完工高	点 数
1 千万円以上	1 5
5 0 0 万円以上 1 千万円未満	1 0
5 0 0 万円未満	5

別表 3

自己資本額数値	点 数
1 0 0 以上	3 0
5 0 以上 1 0 0 未満	2 0
5 0 未満	1 0

別表 4

区 分	資 格 者 等	数値	
		①	②
建築設計 委託業務	・ 建築基準適合判定資格者（一級建築士のみ） ・ 構造設計一級建築士 ・ 設備設計一級建築士	7	3
	・ 一級建築士	5	2
	・ 二級建築士	2	1
	・ <u>一級建築士試験合格者</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
	・ <u>二級建築士試験合格者</u>	<u>1</u>	<u>0. 5</u>
	・ 専攻建築士（設計、まちづくり、法令のみ） ・ 建築積算士（建築積算資格者） ・ 建築C P D取得者	1	0. 5
建築設備設計 委託業務	・ 設備設計一級建築士	7	3
	・ 一級建築士 ・ 技術士（別表 7）	5	2
	・ 二級建築士 ・ 建築設備士	2	1
	・ 1 級電気工事施工管理技士 ・ 1 級管工事施工管理技士 ・ 電気主任技術者（第 1 種～第 3 種のいずれか） ・ 消防設備士（甲・乙の 1 ～ 4 ・ 7 類のいずれか）	1	0. 5

※建築基準適合判定資格者、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、一級建築士、または二級建築士の資格を重複して有する者は、数値の高い資格のみを有するものとする。
 ※建築C P D取得者とは、前年度に取得した公益社団法人鹿児島県建築士会の発行する建築C P Dを 1 2 単位以上取得した者とする。

別表 5

有資格者数値	点 数
4 0 以上	3 0
3 0 以上 4 0 未満	2 5
2 0 以上 3 0 未満	2 0
1 5 以上 2 0 未満	1 5
1 0 以上 1 5 未満	1 0
1 0 未満	5

別表 5－1

有資格者数値	点 数
6 以上	1 0
3 以上 6 未満	7
0. 5 以上 3 未満	5

別表 6

業務成績	点 数
82.0以上	30
81.5以上 82.0未満	27
81.0以上 81.5未満	25
80.0以上 81.0未満	20
80.0未満	15

※業務成績については、設計の業務成績とする。

※JVの業務成績については、構成員についても代表者と同じ業務成績とする。

別表 7

技術士（技術士法）
・電気電子部門 ・機械部門（選択科目：「熱工学」又は「流体力学」） ・上下水道部門（選択科目：「上水道及び工業用水道」） ・衛生工学部門（選択科目：「水質管理」又は「廃棄物管理」） ・総合技術監理部門（上記各部門） ※上記資格を重複して有する者は、いずれかの資格のみを有するものとする。